

熊本県家畜飼料特別支援資金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。）第1の3に定めるもののほか、家畜飼料特別支援資金の融通に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「家畜飼料特別支援資金」とは、配合飼料価格が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準となった場合、実施要綱に基づき畜産経営に対し融通する飼料購入に必要な資金をいう。

(融資対象者)

第3条 家畜飼料特別支援資金の融資対象者は、実施要綱別添3の第3の2に規定する畜産経営生産性向上計画（以下「生産性向上計画」という。）について知事の承認を受けたものとする。

(融資機関)

第4条 家畜飼料特別支援資金の融資を取り扱う金融機関（以下「融資機関」という。）は、資金の貸付業務を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び農林中央金庫並びに知事が指定した銀行及び信用金庫とする。

(計画の承認申請等)

第5条 家畜飼料特別支援資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、生産性向上計画に関係書類を添付し、生産性向上計画承認申請書（別記第1号様式）を融資機関の長に提出するものとする。

また、農業信用基金協会の債務保証を希望する場合にあっては、保証委託申込書及び関係書類を融資機関を経由して農業信用基金協会へ送付するものとする。

- 2 融資機関の長は、借入希望者が実施要綱別添3の第3の4の（1）のアに規定する貸付対象者の要件に適合することを確認し、生産性向上計画の内容が妥当と認めるときは、前項の申請書に意見書（別記第2号様式）を添付し、関係地域振興局長又は農政事務所長（以下「振興局長」という。）に提出するものとする。
- 3 振興局長は、前項の申請書等を受理した場合において妥当と認めたときは、生産性向上計画の承認をするものとし、承認をしたときは、生産性向上計画承認通知書（別記第3号様式）を融資機関に通知するとともに、当該承認通知の写しを団体支援課に送付するものとする。
- 4 振興局長は、次に掲げる場合には、当該生産性向上計画の承認を取り消すものとし、承認を取り消した場合は、その旨を融資機関及び団体支援課に速やかに通知するものとする。
 - （ア） 生産性向上計画の履行が困難であると認められる場合
 - （イ） 生産性向上計画の承認取消しの申請があった場合
 - （ウ） 生産性向上計画の承認後に不実記載が認められる場合

(計画の達成状況報告)

第6条 融資機関の長は、承認された生産性向上計画につき、承認後3年間は、毎年1回、達成状況報告書（別記第4号様式）を上半期（1～6月）承認分については8月末までに、下半期（7～12月）承認分については2月末までに振興局長を経由して団体支援課に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月23日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月12日から施行し、平成25年2月26日から適用する。